

## ご契約に際しての大切なこと

### ■補償のしくみ

歯科医療安全共済は、歯科医療の施設長にご契約いただくことで、常勤、非常勤に係わらず同施設で医療業務を行う歯科医師最大20名までと医療業務の補助者の歯科医療賠償責任と同施設の歯科医療施設賠償責任を包括的に補償する共済です。

### お支払いする共済金の種類※

- ①損害賠償金・・・被共済者が、被害者に対して支払うべき損害賠償金
- ②緊急措置費用・・・事故が発生し、被共済者が被害者に対し緊急に行う応急手当等の費用
- ③争訟費用・・・弁護士費用及び各種法的手続費用
- ④求償権保全等費用・・・他者に責任があるとみなされた場合の求償権を得るために費用
- ⑤共済会への協力費用・・・損害賠償請求の解決にあたり、支出した通信・交通費等の実費

※共済会指定弁護士の関与する交渉または各種法的手続きにおいて決定された場合に限る。

### 共済金のお支払い方法

損害賠償金、緊急措置費用、争訟費用、求償権保全等費用、共済会への協力費用については、事案により設定された免責金額を差し引いた額に対して共済金をお支払いします。ただし、ご契約された1事故および共済期間中のてん補限度額がお支払いする共済金の限度となります。なお、損害賠償共済等のお支払いは、本会指定弁護士を通じて請求された場合に限ります。

共済をお支払いできない場合(免責事項:詳細については約款参照)  
以下のような事由によって生じた損害については、共済をお支払いできません。

- ①日本国外での医療行為
- ②意図的な違法行為によって発生した事故
- ③名誉毀損または秘密漏洩による事故
- ④戦争、地震または気象事象による事故
- ⑤第三者からの借り物や補完物への損害
- ⑥HIV および非A型肝炎によって発生した事故
- ⑦歯科医師、薬剤師、歯科衛生士もしくは他の雇用者の障害または死亡
- ⑧歯科医師の家族に対する責任
- ⑨車両の所有、仕様または管理に起因する事故
- ⑩免許を有していない歯科医師による医療行為によって起きた事故

### ■責任開始期

本共済の入会金および初回共済費が25日までに本会指定の口座にお振り込みにより入金され、本会理事会が本共済の申込を受諾したとき、入金日の属する月の翌月1日(=契約日)から本共済の契約上の責任が発効します。

### ■共済期間と更新

共済期間は  
①加入初年度 契約日～3月31日まで  
②次年度以降 1年間(4月1日～3月31日まで)  
※契約は解約のお申出がない限り1年毎に更新されます。

### ■お申込みから責任開始までのスケジュール

6月	7月	8月	4月
25日	1日 契約日 (責任開始期)	22日	1日 更新日
申込・第1回共済費入金締切日 (毎月25日)	第2回共済費口座振替日 (毎月22日)		
			*金融機関休日の場合は翌営業日

### ■共済会費の払込みと払込猶予期間、共済契約の失效

○本共済の共済会費は、初回については入会金と共に本会指定の口座にお振込みいただき、2回目以降は、ご指定の金融機関口座より、毎月22日の振替日(金融機関休日の場合は翌営業日)に振替いたします。  
○所定の口座振替依頼書等に必要事項をご記入、金融機関届け出印をご捺印のうえ、ご提出ください。  
○2回目以降の共済会費の振替不能の場合には、翌月に加算して振替いたします。  
○払込期月中にお払込みがない場合、払込期月の翌月1日から末日までを、払込猶予期間とし、共済会費のお払込みがないまま猶予期間を過ぎると、共済契約は効力を失います。

### お問い合わせ・お申込みは

歯科医療安全共済会 会員募集総代理店  
プレミアオンライン株式会社  
〒101-0053 東京都千代田区神田美土代町9番地 日経タイプビル2階  
Tel:03-5280-7138 Fax:03-5280-3805

### ■共済金の請求

○共済金の支払事由が生じたときは、共済契約者はすみやかに本会事務局にご通知のうえ、本会指定の方法で請求を行なってください。  
○共済金の支払請求の権利は、共済金の支払事由が生じた日の翌日からその日を含めて5年間請求がない場合は時効により消滅します。

### ■解約(退会)手続きと解約返戻金

○本共済を解約(退会)される場合は、本会事務局にご連絡のうえ、本会所定の書類をご提出ください。共済会費の振替は書類を事務局が受理した日の属する月を最後に停止され、契約の効力は最後に共済会費が振替られた月の末日を以て終了します。  
○本共済に解約返戻金はありません。ただし、未充当会費については精算いたします。

### ■共済会が経営破たんとなった場合

○保険契約者保護機構(セーフティネット)の資金援助等の措置はありません。本共済は補償対象契約に該当いたしません。  
○ご加入時にお約束した共済金等が削減されることがあります。

### ■本会は民間損害保険会社の引受補完を受けています。

### ■告知義務

お申込時において、契約者は共済契約に必要な情報を所定の書類に正確に記載・ご署名してください。

### ■共済契約の募集について

本共済の募集人(募集代理店)は、本会会員と本共済契約終結の媒介を行うもので、共済契約締結の代理権はありません。



## シャラクメンバーの先生方へ

# 歯科医療安全共済会のご紹介

DENTAL MEDICAL SAFETY FRATERNAL ASSOCIATION

賠償のみならず、クレーム処理もまかせられます。  
院長不在でも、多様なリスクマネジメントが成される  
仕組みづくりにご活用ください。

渡部憲裕

## 個人情報の取扱いについて

本会では、よりよいサービスの提供を目指して、会員からお預かりする個人情報を細心の注意をもって適正に取り扱い、安全・正確性・機密性の確保に努めています。

### ■個人情報の利用目的について

本会は、下記の目的のために、会員の個人情報を取得・利用いたします。  
1.各種共済契約のお引受け・ご継続・維持管理  
2.共済金等のお支払い  
3.本会、協賛会社および提携先会社等の各種商品・サービスのご案内・提供・維持管理  
4.引受補完をする民間損害保険会社に対する通知、保険金の請求  
5.本会業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実  
6.その他共済事業に関連・付随する業務

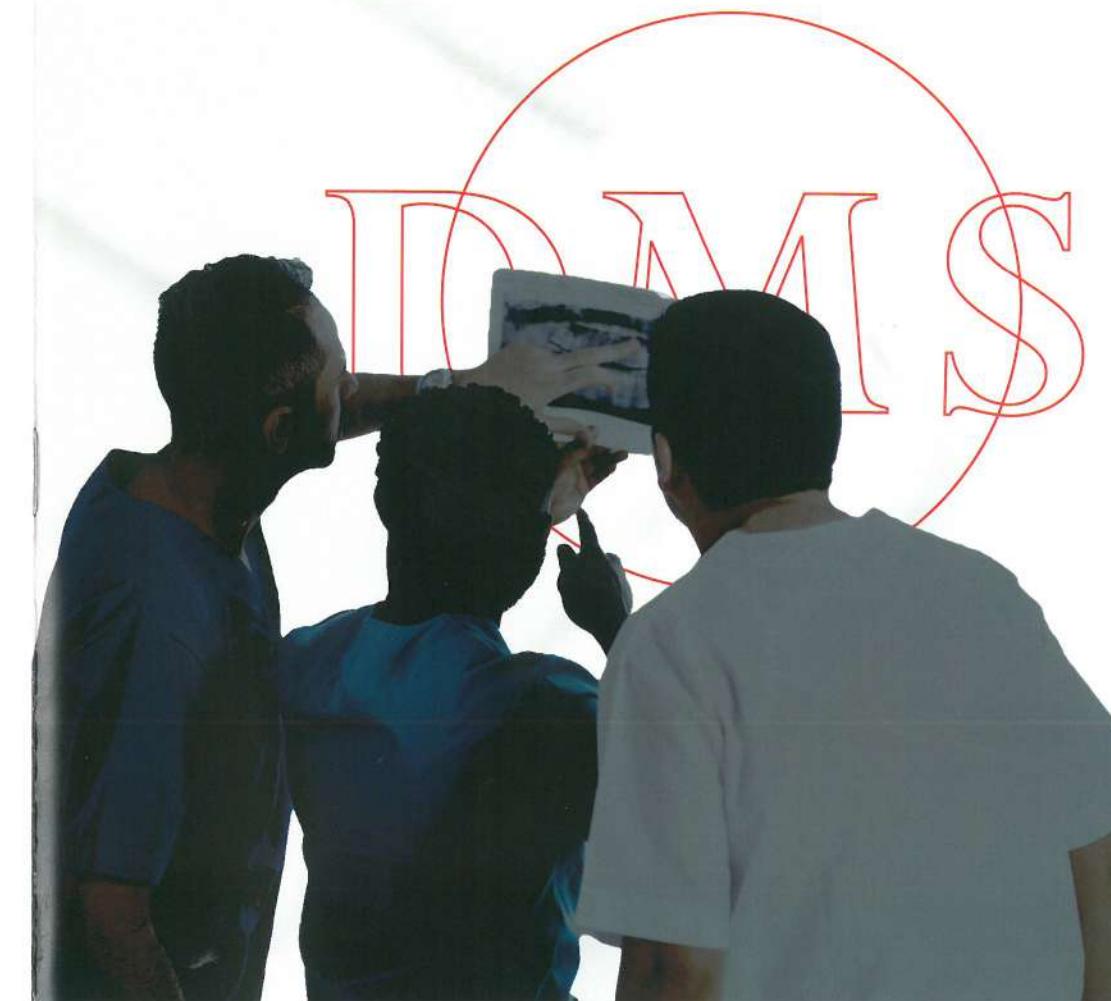
### ■事故・訴訟等の機微(センシティブ)情報の取扱いについて

本会は、事故・訴訟等の機微(センシティブ)情報の利用目的を、業務の適切な運営管理と、その他必要と認められるものに限定しています。また、機微(センシティブ)情報については、限定している目的以外では利用いたしません。

■共済契約が締結に至らなかった場合や共済期間終了後の情報の取扱いについて  
本会が本共済契約申込みにおいて取得した個人情報は、共済契約が締結に至らなかった場合や退会・満了等により共済契約が消滅した後も、各種共済契約のお引受けの判断、共済統計の作成、共済事業の適切な業務運営の確保を目的として保持し、取得した申込書類についての返却いたしません。

### ■プライバシーポリシー

本会は、個人情報の取扱いについては、プライバシーポリシーに基づき業務を行なっております。内容につきましては、本会事務局にお問い合わせください。



## お伝えしたい 共済会独自サービス

### 1. 共済会顧問弁護士 (全国 20 名)

### 2. 労務問題、 未払い治療費の 回収等にも対応

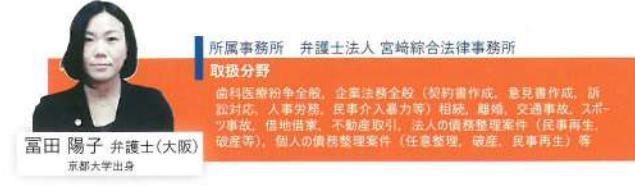
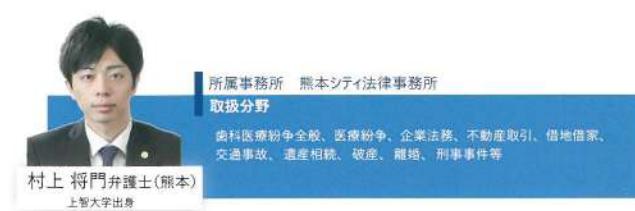
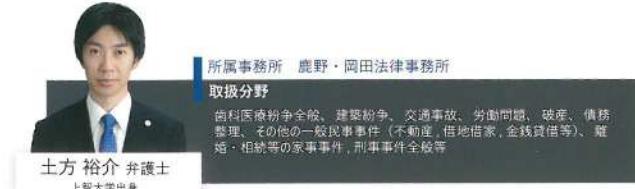
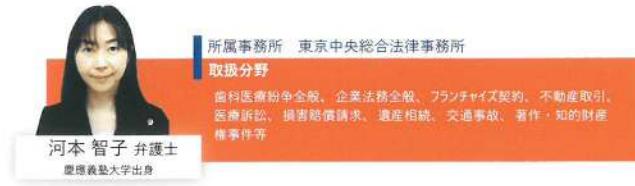
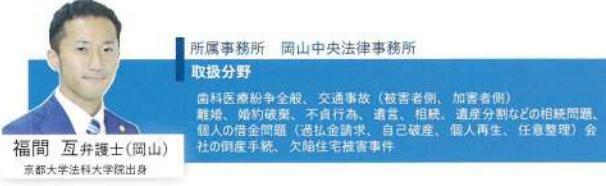
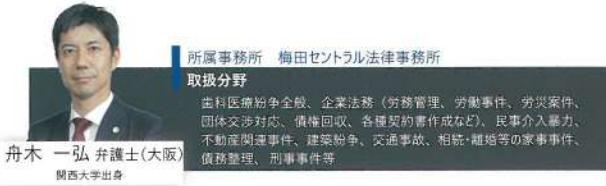
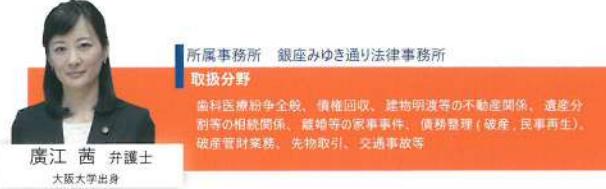
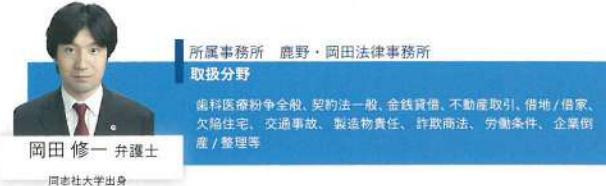
### 3. 社労士による セカンドオピニオン



# 共済会顧問弁護士 11年の運営実績に高い評価

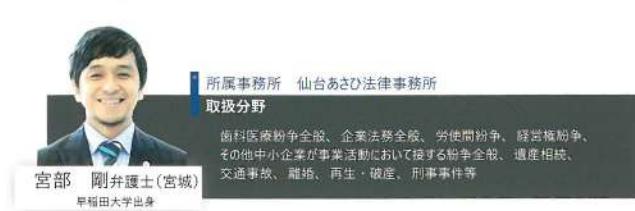
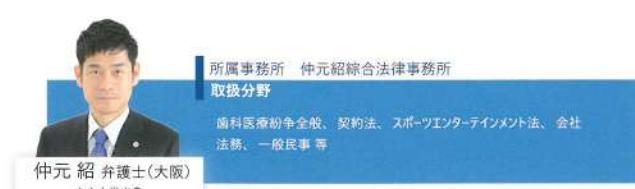
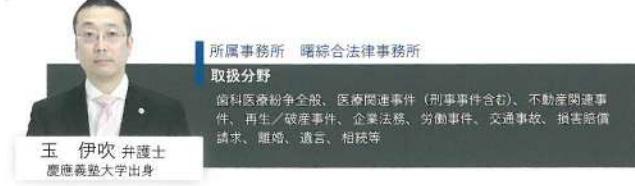
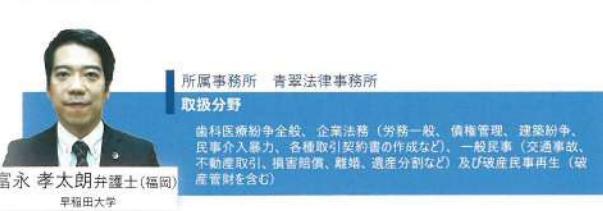
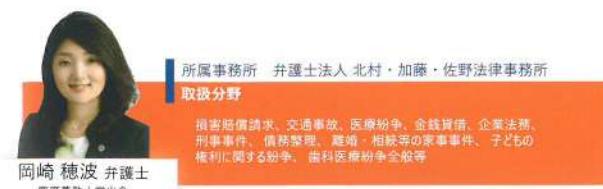
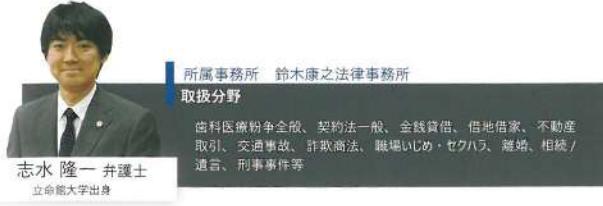
- 医療過誤では無いにもかかわらず、当方の責任を問う激しいクレームを処理して欲しい。
- 医療過誤を認めないが、それを文言として残さず、一定の解決金で示談したい。

## Lawyer profile



私たち、会員の皆様の歯科医院経営を応援しています。お気軽にアクセスして下さい。

- スタッフの治療に関し、誠意を示してくれ等、暗黙の金銭要求をしてきている。
- スタッフに治療に専念させるため、交渉の窓口をお願いしたい。



## ▶ 共済会の対応は… 任せ安心

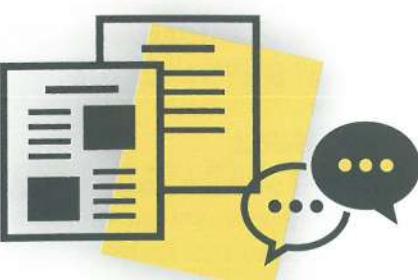


03・5280・7192

受付時間 ■月～金(祝日除く) 9:00～18:00

## 解決方針

カルテ、サブカルテ、コミュニケーションシートの記載状況から、治療説明、一連の処置に際して最善を尽くしており、医療過誤を認めるわけには絶対に行かない。従って治療費の返還には応じられない。弁護士が長期戦で患者を説得。患者にとって本当に必要なのはお金ではなく、再治療によるQOLの改善。本来であれば引き続き再治療を進めたいが、信頼回復が難しい面もあり、他の医院で行うための最低限の再治療費用なら負担しても良いという主張をする。



■当方の主張根拠 / 以下の点について顧問弁護士より時間をかけて説明を繰り返した。

①インプラント体と天然歯との連結は学術的には推奨されていないが、両者を連結することで天然歯の動搖や咬合性外傷を避けることも期待できることから、症例に応じた方法を選択したという点で、必ずしも医療過誤ではない。

②インプラント体を斜めに埋入することがあり、一般的には抜去、再埋入の必要はない。

③被継物周囲に食物が停滞するのは、その形態が不適切であった可能性が0ではないため、和解交渉をするのならば、医療過誤の有無を問わず、再治療費を補填するという考え方で進めたこととした。

## 実際の解決 / 合意書の内容

- ①本件解決金として 50 万円を支払う。
  - ②本合意に至る経緯及び内容を第三者に公表しない。
- ※「～の治療に關し、支払い義務のあることを認め」という和解表現をカットすることに最も力点を置いて成立

## 歯科医療安全共済会で対応した事例から

歯科医療安全共済会はこんな時にお役に立ちます。

### 代表的な対応事例

医療法人の分院長が行ったインプラント施術後、歯肉が痩せている部分に食べ物が挟まりやすいなどの症状があり経過観察していたところ、患者が他の医院で取得したセカンドオピニオンや、ネットで調べた知識を根拠に、理事長及び分院長に対して、ご主人を交えて大きなクレーム騒動（詐欺師呼ばわりされる）に発展した。

当会顧問弁護士が受任して交渉窓口を変更し、医療過誤を認めないことを条件に和解解決することができた。

患者は歯科医師会へもクレームを投げかけていたが、医院としては何ら医療過誤がないという主張するために当共済会に解決依頼があったもの。

(当会へ相談後、7か月で収束)

### クレーム内容（複数にわたっており、代表的なもの）

- ①天然歯と人工歯を連結している  
書物やネット、3軒の歯科医院でセカンドオピニオンを取得した結果、天然歯と人工歯の動きが全く違う為、将来的に天然歯がダメになり、現代の治療では行わないということを知った。
- ②インプラントを斜めに埋入している  
担当医からは「神経にあたらないようにわざとしているので丈夫」と言われていたが、他の医院では「神経はずっと下の方にあるので、神経にあたることは無い。被せ物はインプラントに沿って被せるので、斜めではまっすぐな被せ物が出来ない。それが歯茎に負担がかかるような無理な被せ物になり、歯肉炎の原因になる。根本治療にはインプラントを抜去してやり直すしかない」と言われた。
- ③インプラントの大きさについて  
他の歯科で「奥歯には太くて長いインプラントを埋入するのに、前歯に使うような細さで短い」と指摘された。
- ④医者として、人格的にも技術的にも全く信頼できないとして、他の歯科で再治療するため、まずは治療費を全額返金して欲しい。

# SUPPORT SERVICE

## サポート サービス



会員パスワードログインで!

### 主な同意書

- インプラント手術説明書・同意書
- 歯列矯正治療説明書・同意書
- ホワイトニング治療説明書・同意書
- ヒアルロン酸注入説明書・同意書
- 埋伏抜歯手術説明書・同意書
- 歯内療法(歯神経の治療)説明書・同意書
- 歯根破折に対する治療説明書・同意書
- セラミック冠の説明書・同意書
- 小児歯科説明書・同意書
- 治療費回収文書 等

### 同意書(ひな形)ダウンロードサービス



当会の顧問弁護士から会員の先生向けにリスクマネジメントに関するワンポイントアドバイス(A4 2枚)を定期的に発信しており、高い評価を頂いております。

噛み砕いた平易な内容はスタッフの皆様にもお読み頂けます。バックナンバーを含めますと貴重なアドバイス集となっており、ご活用ください。

### テーマ例

「応召義務」「混合診療について」「指導と弁護士帯同」「継続的治療における治療費を巡るトラブル」「カルテの開示」「テナント契約に関するよくあるトラブルについての留意点」「身体障害者補助犬の受入」「消費生活センターの役割」「認知症患者への対応」「防犯カメラ設置に関する留意点」「HPの著作権侵害について」「不合理な治療を要求する患者への対応について」等

診療で多忙な先生にとって、  
共済会ご加入による3つの  
経済効果

1

トラブル対応における時間短縮が図られます。(初期対応の時間短縮だけでも▲3~5日)

- ・電話受付から共済会顧問弁護士へ即日アクセスできます。
- ・初期相談から示談、訴訟、共済金支払まで、事務局によるナビゲーションが行われます。

2

法的なアドバイスが必要な案件での検討、調査時間、相談コストが圧縮されます。

- ・いわゆるクレームや美容分野でのトラブル解決コストが大幅に軽減されます。

3

賠償責任保険対象外案件への補償提供による経済的損失防止

- ・治療費金銭トラブル、従業員問題、広告問題等、商取引、テナント問題等、事務局へお電話1本。経営者としての悩み、疑問点が即解消です。
- ・共済会顧問弁護士へ、1事案2時間まで相談無料です。

当会では、会員の先生方に様々なサポートサービスをご用意しています。

経営相談、社労士、税理士等のセカンドオピニオンサービスもご用意しています。



### 弁護士からの贈り物

経営に関するセカンドオピニオンが欲しい、法的な面での見解が欲しい等、院長先生が回答を求めたいことがある場合、共済会事務局へまずは電話を頂きたいと思います。顧問弁護士を始め、社会保険労務士や税理士等と連携し、専門家デスク機能を果たし、会員の先生方のお役に立ちたいと思っております。年々相談件数も増加し、運営実績11年の頼れる存在となっています。

### 相談例

- ・未払い治療の回収について相談したい。
- ・従業員の労務問題について相談したい。
- ・不動産賃貸契約について更新前に一度内容を見て欲しい。
- ・インターネットで誹謗中傷されている、対応策について相談したい。

### 経営相談

共済会費は施設内全員の賠償責任補償と経営応援プログラムの費用を含んでいますので経済的です。

◎会費は歯科医師数によって、決まっています。

◎衛生士他、全スタッフを無記名で歯科医師同様に補償します。

共済会入会金 (一医療施設につき) 30,000円

歯科医師数  
(常勤・非常勤)

共済会費  
(月額)

1~5名	16,000円
6~10名	18,000円
11~15名	24,000円
16~20名	30,000円

- ・共済会費(月額)は医療施設単位の歯科医師数で決定しており、歯科衛生士等のスタッフ数は問いません。
- ・共済会費のお払い込みは口座振替月払です。
- ・共済期間は、1年間です。(更新制度/裏面に詳細記載)
- ・退会時、共済会入会金の返還はありません。



## FAQ

Q 歯科医師賠償責任保険に加入しているが、その違いや加入するメリットを教えて欲しい。

A 歯科医療安全共済会が提供する「歯科医師賠償責任共済」は、既存の賠償責任保険ではカバーしない領域の補償やサービスの提供に重点をおいています。現在の医療現場では、医療過誤も身体的障害もない、いわゆるクレームが増加しており、金銭的な補償だけではなく、実際にクレームを処理する実働部隊が望まれています。スタッフも安心であり、ご加入の先生には、その点を一番ご評価頂きご利用頂いていると思います。

Q 補償のどの部分が「ワイド」なのか。

A ①医療過誤も身体的障害もないクレームレベルの解決金、②美容系の補償、この2点が共済独自の補償領域です。  
①、②にかかる弁護士費用等も支弁され、医院にとって大きな安心材料になると思います。

Q 免責25万円は何年たっても継続するのか、引き下げは無いのか。

A 共済独自の補償領域である医療過誤もなく身体的障害もないクレーム事案や美容分野の事案については、加入初年度は免責額25万円に設定させて頂いております。但し、加入5年目を迎える先生で、それまで無事故の場合には、免責額10万円まで引き下げており、大変貴重な補償となります。

Q 経営相談もできるとあるが、具体的にはどういうことか?

A 現在のところ相談が多いのは「従業員の労務問題」「不動産賃借問題」「契約書のリーガルチェック」等です。

Q 困った時には具体的にどうすればよいのか。

A 共済会事務局へまずはご一報下さい。事務局員がご相談内容をお聞きし、解決に向けて適切なガイドをさせて頂きます。先生方のストレスが大幅に軽減される部分ですので、どんな些細な事でも安心してお任せください。  
また連絡者については、院長先生に限らず勤務医の先生やスタッフさんから直接頂いても全く問題ありません。先生の経営者としてのご負担が軽くなるよう、事務局として最大限の配慮をさせて頂きます。

Q 事案相談や解決委任をすることになった場合、弁護士費用などが別途かかるのか。

A いいえ、かかりません。そのための共済会費です。  
但し、先生が任意でご依頼される「医院経営的な問題(労務問題等)」「プライベートな問題(所有不動産問題等)」については、電話相談レベルであれば費用負担はありませんが、実際に委任をされるような場合、会員間の公平性の観点から実費相当を頂くことになります。

Q 顧問弁護士を既に雇っている、または身近にいるので加入の必要はないと思うが。

A 万が一訴訟事案等が発生した場合、当該顧問弁護士様を「共済会の指定弁護士」とみなすことにより共済金を支払うことが可能になります。顧問弁護士料金以外に発生する実費、示談金、賠償金を共済会からお支払いすることができますので、ご加入の意味は大きいと言えます。また、共済会顧問弁護士をセカンドオピニオンとしてご利用いただくことも有益かと思います。

designed by Pressfoto - Freepik.com